



茨城県報

第 1 6 8 1 号

平成17年 6 月20日

月 曜 日

目 次

規 則 (人 事 委 員 会)

ページ

●職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

告 示

●青少年に有益な興行の推奨 (女性青少年課) …………… 2

●指定居宅サービス事業者の廃止 (高齢福祉課) …………… 3

●指定居宅介護支援事業者の廃止 (高齢福祉課) …………… 3

●介護老人保健施設の許可 (高齢福祉課) …………… 4

●大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) …………… 4

●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (4 件) (中小企業課) …………… 5

●海岸法に基づく規制区域, 規制行為及び指定物件の指定 (河川課) …………… 11

●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課) …………… 14

公 告

●鳥獣保護区の指定について (2 件) (環境政策課) …………… 14

●地籍調査の成果認証 (農村環境課) …………… 15

●開発行為の工事完了 (4 件) (建築指導課) …………… 16

●道路の位置の指定 (建築指導課) …………… 17

正 誤

●平成17年 6 月 6 日付け茨城県報第1677号中…………… 17

規 則

(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年 6 月20日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第20号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則 (昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第35の 2 中

茨 城 県	つくば市	乙 地		を
-------	------	-----	--	---

茨 城 県	つくば市	乙 地		に,
千 葉 県	千 葉 市	甲 地		

神 奈 川 県	横 浜 市	甲 地	100分の10	を
	川 崎 市	甲 地	100分の10	

神 奈 川 県	横 浜 市	甲 地	100分の10	に
---------	-------	-----	---------	---

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年 4 月 1 日から適用する。

告 示

茨城県告示第801号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第 7 条の規定により、青少年に有益な興行として次のとおり推奨する。

平成17年 6 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 推 奨 番 号	3
2 種 類	講演等
3 題 名	地球のステージ 1
4 制 作	特定非営利法人「地球のステージ」
5 推 奨 年 月 日	平成17年 6 月10日
6 推 奨 理 由	本興行は、「国際理解」をテーマに、演者が世界との出会いを重ね、いつしかボランティア活動（医療支援）の道を歩んでいる姿をビデオ映像とライブ音楽、語りを通して伝えるものである。 ボランティアとは何かということ、人の命のために何ができるかということが伝わってくるものであり、また、国際理解に関心を持ち、正しく理解する青少年が増えていくことが期待されるもので、青少年の健全育成に有益である。

1 推 奨 番 号	4
2 種 類	講演等
3 題 名	地球のステージ 2
4 制 作	特定非営利法人「地球のステージ」
5 推 奨 年 月 日	平成17年 6 月10日

6 推 奨 理 由	本興行は、演者の体験したことを踏まえ、たとえば戦争状況下にある子どもたちの姿を演奏と映像をつなぎつつ伝えるものである。 全体を通してボランティア活動の難しさと素晴らしさが自ずと伝わってくるもので、日本の青少年に、改めて、平和という言葉さえ消えてしまう豊かな状況の中で生きていることの意味を伝えることができるものといえ、青少年の健全育成に有益である。
-----------	--

茨城県告示第802号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成17年 6 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

法人名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社クリスタル介護センター	ひばりサービス水戸ケアセンター	水戸市住吉町68-1-108-203	訪問介護	平成17年4月30日
株式会社クリスタル介護センター	ひばりサービス土浦ケアセンター	土浦市右廻2316-44	訪問介護	平成17年4月30日
社会福祉法人常北町社会福祉協議会	社会福祉法人常北町社会福祉協議会	東茨城郡城里町石塚1428-1	訪問介護	平成17年5月31日
社会福祉法人常北町社会福祉協議会	社会福祉法人常北町社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所	東茨城郡城里町石塚1428-1	訪問入浴介護	平成17年5月31日
社会福祉法人七会村社会福祉協議会	社会福祉法人七会村社会福祉協議会 訪問介護事業所	東茨城郡城里町小勝1400	訪問介護	平成17年5月31日
社会福祉法人七会村社会福祉協議会	社会福祉法人七会村社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所	東茨城郡城里町小勝1400	訪問入浴介護	平成17年5月31日
社会福祉法人七会村社会福祉協議会	社会福祉法人七会村社会福祉協議会 通所介護事務所	東茨城郡城里町小勝1400	通所介護	平成17年5月31日
医療法人社団 克仁会	医療法人社団 克仁会 介護老人保健施設 みなと苑 通所リハビリテーション	ひたちなか市幸町16-1	通所リハビリテーション	平成17年6月1日

茨城県告示第803号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第85条の規定により告示する。

平成17年 6 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

法人名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人常北町社会福祉協議会	社会福祉法人常北町社会福祉協議会	東茨城郡城里町石塚1428-1	居宅介護支援	平成17年5月31日
社会福祉法人七会村社会福祉協議会	社会福祉法人七会村社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	東茨城郡城里町小勝1400	居宅介護支援	平成17年5月31日
社会福祉法人桂村社会福祉協議会	桂村社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	東茨城郡城里町上坪594-1	居宅介護支援	平成17年5月31日

茨城県告示第804号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、次のとおり許可したので、茨城県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成12年茨城県規則第125号）第11条第2項の規定により告示する。

平成17年 6 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	施設の名称 及び所在地	開設者の名称及び 主たる事務所の所在地	代表者の名称及び住所	許 可 年月日	サービ スの 種 類
0853080018	介護老人保健施設 ホワイトハウス千代 田 かすみがうら市東野 寺495－2	医療法人 聖和会 新治郡玉里村高崎2032－ 6	鈴 木 五 六 東京都目黒区柿の木坂2 －20－19	平成17年 6 月 1 日	介護老人保健 施設 短期入所療養 介護 通所リハビリ テーション

茨城県告示第805号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年 6 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河 内 伸 二

栃木県小山市卒島1293番地

(2) 株式会社スーパーカドヤ

代表取締役 岡 崎 正 光

東茨城郡美野里町羽鳥2737

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品真鍋店・スーパーカドヤ土浦真鍋店

土浦市真鍋新町1095－2 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市1293番地	河 内 伸 二
株式会社スーパーカドヤ	東茨城郡美野里町羽鳥2737	岡 崎 正 光

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年 2 月 4 日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,030㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 316台

イ 駐輪場の収容台数 134台

ウ 荷さばき施設の面積 161㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 62㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分～午前 0 時15分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 7 時～午後 9 時

3 届出年月日

平成17年 6 月 3 日

~~~~~

## 茨城県告示第806号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工労政課（日立市、高萩市及び北茨城市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工労働センター）において縦覧に供する。

平成17年 6 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

## 第 1 ヨークタウン岩井

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン岩井

岩井市大字辺田字原新1104－ 1 外

## (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成16年11月 4 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称   | 住 所                     | 代表者氏名   |
|---------------|-------------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル   | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号        | 大 高 善 興 |
| 株式会社ハニーズ      | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1    | 江 尻 義 久 |
| 株式会社ライトオン     | つくば市東新井37-1             | 藤 原 政 博 |
| 株式会社エービーシーマート | 東京都渋谷区神南1丁目11番5号        | 金 城 正 宏 |
| 株式会社西松屋チェーン   | 兵庫県姫路市飾東町庄266-1         | 大 村 禎 史 |
| 株式会社メガネスーパー   | 神奈川県小田原市本町4丁目2番39号      | 田 中 由 子 |
| 株式会社カワチ薬品     | 栃木県小山市大字卒島1293番地        | 河 内 伸 二 |
| 株式会社ブックエース    | 水戸市見和1-317-2            | 中 村 昭 彦 |
| 株式会社大創産業      | 広島県東広島市西条町賀茂工業団地        | 矢 野 博 文 |
| 株式会社イエローハット   | 東京都目黒区青葉台2-19-10        | 鍵 山 幸一郎 |
| ホームック株式会社     | 北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号 | 前 田 勝 敏 |
| 未定            | 未定                      | 未定      |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年7月1日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

18,500m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 1,520台

(イ) 駐輪場の収容台数 490台

(ウ) 荷さばき施設の面積 1,016m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 127m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 午前2時(一部午後11時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間(一部午前8時～午後9時)

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

8箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間(一部午前6時から午後9時)

キ 届出年月日

平成16年10月15日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第2 ジョイフル山新水戸渡里店

### 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル山新 水戸渡里店  
水戸市渡里町字江川4086 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)  
平成16年11月 4 日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所          | 代表者氏名   |
|-------------|--------------|---------|
| 株式会社山新      | 水戸市千波町2292番地 | 山 口 一 郎 |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年 6 月23日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,352m<sup>2</sup>

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 162台
- (イ) 駐輪場の収容台数 20台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 48m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 15m<sup>3</sup>

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(開店時刻) 午前 9 時  
(閉店時刻) 午後 8 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時 3 0 分～午後 8 時 3 0 分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
3 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 8 時～午後 9 時

## キ 届出年月日

平成16年10月22日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 3 エコス新山方店

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス新山方店  
常陸大宮市山方下湯沢内582ー 2

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成16年12月 9 日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所               | 代表者氏名 |
|-------------|-------------------|-------|
| 株式会社エコス     | 東京都昭島市中神町1160番地 1 | 岩 谷 堯 |
| 未定          | 未定                | 未定    |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年 7 月27日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,401m<sup>2</sup>

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 131台
- (イ) 駐輪場の収容台数 30台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 50m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 52m<sup>3</sup>

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前 9 時
  - (閉店時刻) 午後10時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - 午前 8 時30分～午後10時30分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
  - 3 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - 午前 2 時～午後 9 時

## キ 届出年月日

平成16年11月26日

## 2 意見の概要

意見なし

~~~~~

茨城県告示第807号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年 6 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

セイブ元吉田店

水戸市元吉田町1562番地 2

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成17年 4 月11日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 翌午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～翌午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成17年 3 月25日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
水戸市	1. 駐車場の一部区画の制限や、室外機の定期点検等、夜間の騒音対策計画は、確実に現場職員に徹底させること。 2. 近隣から苦情があった場合は、誠実かつ迅速に対応すること。	当該店舗周辺に住宅が近接していることから、夜間の騒音対策を徹底し、地域の生活環境を保持するため。

茨城県告示第808号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年 6 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DAYZ TOWN TSUKUBA

つくば市竹園一丁目 9 番 2 号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (法第 6 条第 1 項)

平成17年 3 月24日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者 (法人にあっては代表者の氏名)

(変更前) 秋谷建物有限会社 代表取締役 秋谷 昌義

千葉県松戸市和名ヶ谷1413番地

(変更後) 広沢土地倉庫株式会社 代表取締役 廣沢 實

東京都目黒区上目黒一丁目 1 番 5 号

(イ) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 筑波ショッピングセンタービル

(変更後) DAYZ TOWN TSUKUBA

(ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ダイエー	兵庫県神戸市中央区港島中町 4 丁目 1 番 1 号	蓮 見 敏 男

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 - 4 - 14	矢 野 博 丈
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町 1 - 38 - 1	才 津 達 郎
有限会社スーパーまるとみ	群馬県太田市今泉町901- 1	村 岡 富 明
株式会社シューズセンターツチウラ	土浦市川口 1 - 10 - 6	坂 本 繁 雄
有限会社平安堂	水海道市栄町2615	海老原 良 夫
株式会社平喜園	土浦市中央二丁目二番十一号	来 栖 功
株式会社ドリーム・オオウチ	福島県田村郡三春町字中町63	大 内 幸 一
株式会社テレストーション	千葉県船橋市浜町 2 - 1 - 1 ららぽーと II 1 F	卯 目 英 喜
株式会社クラフトフーズ	東京都港区西麻布 3 - 24 - 22	鹿 野 弘 美

(3) 届出年月日

平成17年 3 月 7 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第809号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年 6 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DAYZ TOWN TSUKUBA

つくば市竹園一丁目 9 番 2 号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (法第 6 条第 2 項)

平成17年 3 月24日

イ 変更した事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 498台

(変更後) 598台

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時, 午前10時

閉店時刻 午後10時

(ウ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時30分

(変更後) 午前 8 時30分～翌午前 0 時30分

(エ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2 箇所

(変更後) 3 箇所

(3) 届出年月日

平成17年 3 月 8 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第810号

海岸法 (昭和31年法律第101号) 第 8 条の 2 第 1 項及び第37条の 6 第 1 項の規定により, 規制区域, 規制行為及び指定物件を次のとおり指定したので, 第 8 条の 2 第 2 項及び第37条の 6 第 2 項の規定により公示する。

その関係図面は, 茨城県土木部河川課及び茨城県常陸大宮土木事務所において縦覧に供する。

平成17年 6 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 規制区域

阿字ヶ浦地区海岸の国営ひたち海浜公園との境界付近から, ひたちなか市磯崎町の磯崎漁港突堤の延長線までの区域とする (別添図面のとおり。)

2 規制行為

海岸法第 8 条の 2 第 1 項第 3 号及び第37条の 6 第 1 項第 3 号 (自動車, 船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ, 又は放置すること。) に定める行為とする。

3 指定物件

海岸法第 8 条の 2 第 1 項第 3 号及び第37条の 6 第 1 項第 3 号の規定により海岸管理者が指定するものは, 自動車

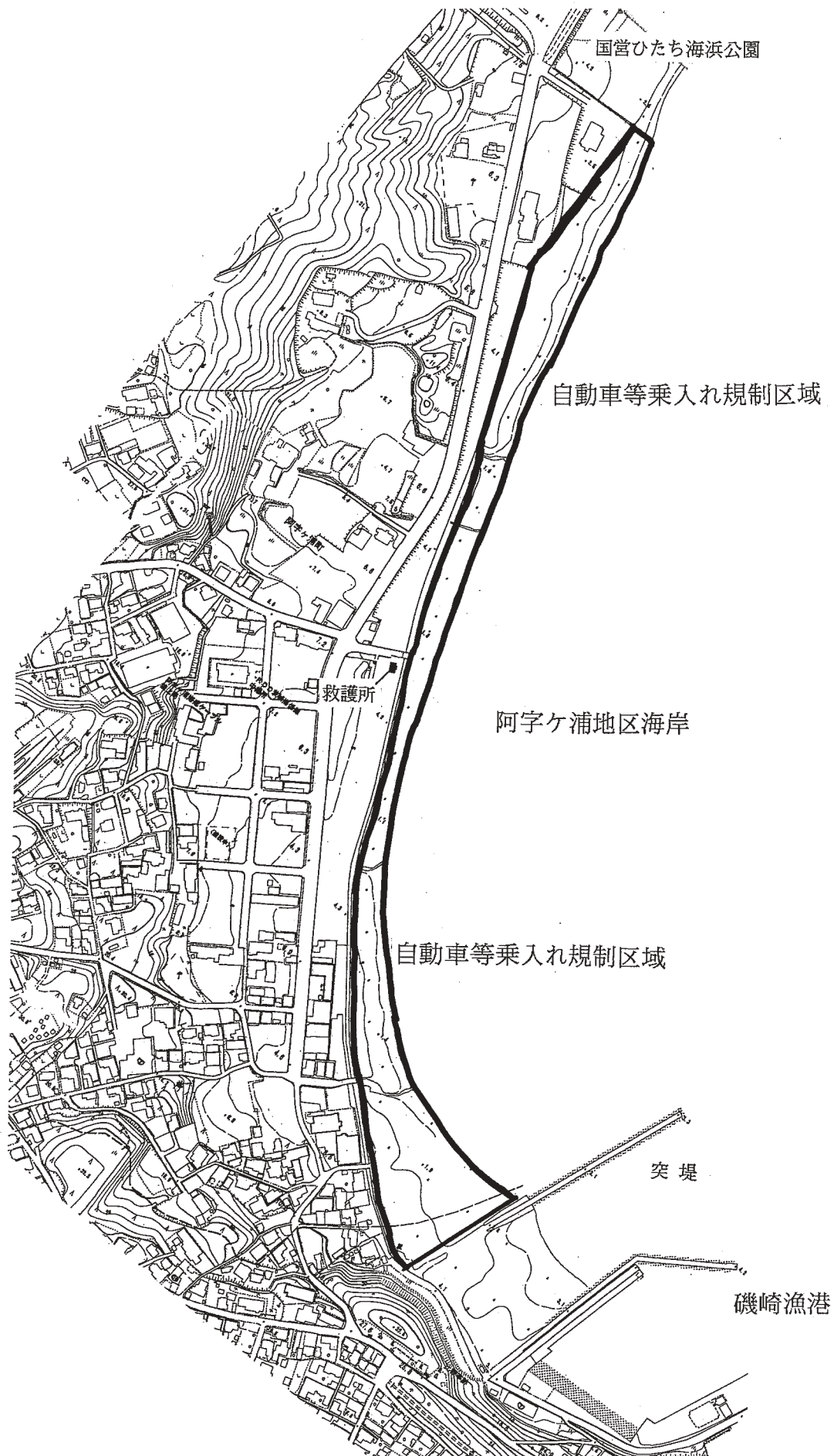
(救急車等緊急自動車，人命救助のために水上バイク等を運搬する自動車及びごみ収集車等を除く。)，オートバイ及びサンドバギー車とする。

4 規制実施期間

平成17年 7 月15日から平成17年 8 月22日まで。

5 規制実施時間

午前 8 時から午後 4 時まで。



茨城県告示第811号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、ひたちなか市六ツ野土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成17年 6 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	白 川 昭 平	ひたちなか市中根4852番地の50
〃	畠 山 馨	〃 東石川3378番地の51
〃	長 洲 辰 夫	〃 中根4827番地の10
〃	市 毛 克	〃 〃 4944番地
〃	大 山 修 徳	〃 東石川2丁目2番12号
〃	荒 井 文 雄	〃 中根4861番地の13
〃	牧 野 アサ子	〃 東石川3318番地の12
〃	大 倉 定	〃 中根4922番地の6
〃	阿 部 常 利	〃 〃 4853番地
〃	百 瀬 真 一	〃 〃 4820番地の6

公 告

●鳥獣保護区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により鳥獣保護区を指定したいので、法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。また、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を次の5の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、当該鳥獣保護区を指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、次の6により茨城県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

茨城県知事 橋 本 昌

1 鳥獣保護区の名称

龍ヶ崎市森林公園鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

龍ヶ崎市泉町地内の県道竜ヶ崎阿見線と市道2-252号線との交点を起点とし、同所から同市道を西へ進み、市道Ⅱ-18号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み、県道竜ヶ崎阿見線との交点に至り、同所から同県道を北東へ進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日までの10年間

4 当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、ふれあい広場、自然観察の森、野鳥観察小屋などが整備されている龍ヶ崎市森林公園を中心とする区域であり、地域住民が野生鳥獣とのふれあいをはじめ、広く自然と親しむことができるようにするため、身近な鳥獣生息地の鳥獣保護区として指定するものである。

5 縦覧場所

茨城県生活環境部環境政策課

県南地方総合事務所環境保全課

龍ヶ崎市環境生活部農政課

6 縦覧期間

平成17年 6 月20日から平成17年 7 月 3 日まで

1 鳥獣保護区の名称

宮山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

筑西市宮山地区の県道下妻真壁線と農道との交点（田中橋）を起点とし、同所から同農道を北へ進み、市道明8－0581号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み、市道明8－0590号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み、市道明8－0581号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み、市道明8－0580号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み、県道下妻真壁線との交点に至り、同所から同県道を南西へ進み、起点に至る線で囲まれた区域。

3 鳥獣保護区の存続期間

平成17年11月 1 日から平成27年10月31日までの10年間

4 当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、市の文化・レクリエーションゾーンとして人々に親しまれている宮山ふるさとふれあい公園を中心とした区域であり、鳥獣の生息に適した場所である。

このようなことから、地域住民が野生鳥獣とのふれあいをはじめ、広く自然と親しむことができるようにするため、身近な鳥獣生息地の鳥獣保護区として指定するものである。

5 縦覧場所

茨城県生活環境部環境政策課

県西地方総合事務所環境保全課

筑西市役所明野支所経済課

6 縦覧期間

平成17年 6 月20日から平成17年 7 月 3 日まで

●地籍調査の成果認証

猿島郡五霞町、日立市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成17年 6 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	猿島郡五霞町，日立市
成 果 の 名 称	地籍図及び地籍簿
調 査 を 行 っ た 地 域 及 び 期 間	猿島郡五霞町大字山王山の一部 平成15年10月 6 日から 平成15年10月27日まで 日立市中深萩町の一部 平成15年 4 月14日から 平成16年 2 月23日まで
認 証 年 月 日	平成17年 6 月13日

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 6 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸太田市小目町字宿後458番 1，458番の一部

2 事業主の住所及び氏名

日立市久慈町 7 丁目14番12－203号

菊 池 忠 明，菊 池 由紀子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市北酒出字沼の上786番 3

2 事業主の住所及び氏名

那珂市菅谷3358番地 2 シティハイムへいせいⅡ 201号室

勝 山 篤

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市額田南郷字向山2448番地77

2 事業主の住所及び氏名

水戸市酒門町138番地

綿 引 勝 見

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字息栖字稲荷3031番163

2 事業主の住所及び氏名

鹿嶋市大字鉢形405－33富士港運光志寮306

谷 英 樹

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年 6 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西総建指令 第 562 号	平成17年 6 月10日	(有)鈴木建築 代表取締役 鈴木 文雄	結城郡石下町大字国 生1193番 7	結城郡石下町大字岡田 字上宿580番 7	メートル 6.00	メートル 51.11

正 誤

平成17年 6 月 6 日付け茨城県報第1677号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から 8	磯原町	磯浜町
2	上から11	磯原町	磯浜町

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)